

第 1 章

退職後の医療保険制度

1	退職後の手続	2
2	任意継続組合員制度	3
	（１）制度の概要及び加入資格	3
	（２）加入手続	3
	（３）任意継続掛金	4
	（４）任意継続組合員に係る資格情報のお知らせ・資格確認書の交付	6
	（５）被扶養者の認定・取消	6
	（６）任意継続組合員の登録情報変更	7
	（７）医療給付に関する報告	8
	（８）高齢受給者に該当した時	8
	（９）限度額適用認定証の申請・交付等	8
	（10）資格喪失事由及び資格喪失手続	9
3	加入する医療保険の選択についての具体的な【例】	11
	例 1 配偶者が現職組合員（当共済組合員）の場合	11
	例 2 組合員夫婦が同時退職の場合	11
	例 3 配偶者が任意継続組合員の場合	12
	例 4 配偶者が民間企業の現職社員の場合	12
	例 5 配偶者が任意継続組合員 長男が教職員 当組合員の場合	13
4	任意継続組合員の各種給付金	14
5	資格喪失後の各種給付金	15

I 退職後の医療保険制度

1 退職後の手続き

組合員が退職した場合は、その翌日から組合員の資格を喪失することとなり、マイナ保険証^(注)等を使用して在職中の医療給付を受けることが出来なくなります。

組合員資格喪失後 2 日以内に、退職時の所属所を通じ一般組合員は「組合員異動報告書」、短期組合員は「短期組合員退職届出書」を提出してください。

また、「資格確認書」等が交付されている場合は、併せて返納してください。

臨時的任用職員及び会計年度任用職員の方は、任期満了の日までに次の任用がない場合その翌日から組合員の資格を喪失することとなります。

(注) 健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカードです。お持ちでない方は共済組合から「資格確認書」が交付されています。「資格確認書」等とは資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証です。

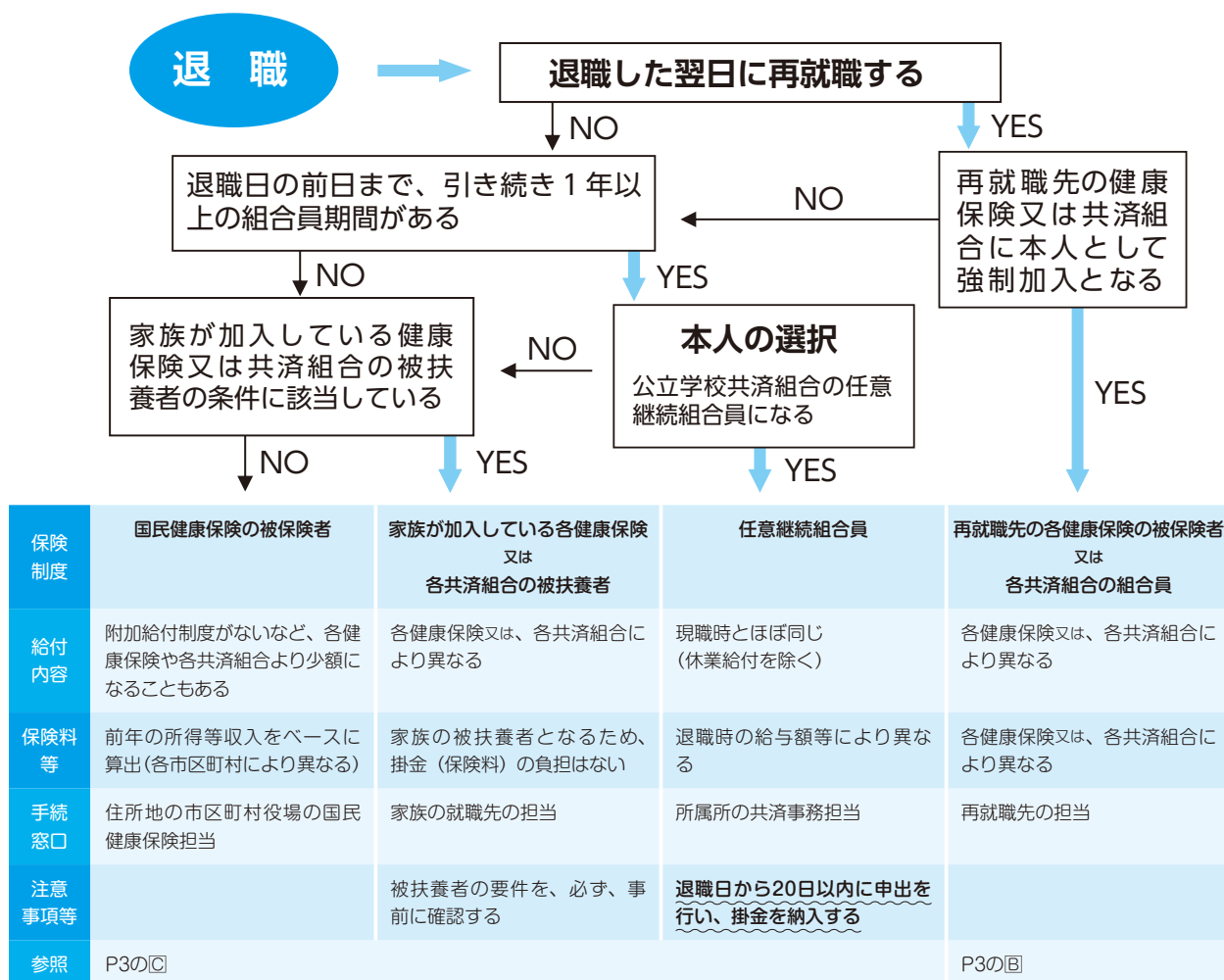
* 組合員証・組合員被扶養者証が発行されている方は、令和 7 年 12 月 2 日以降使用することが出来ませんのでお持ちの方は各自で処分してください。

退職したら、どの公的医療保険制度に加入すればよいの？

退職後は、次のいずれかの保険制度に加入しなければなりません。(国民皆保険)

どの制度に加入されるかは、退職後の就業の状況などで異なります。

次のフローチャートで確認してみましょう。



A 退職しても組合員資格が継続する場合

- (1) 再任用（フルタイム勤務・一般組合員）される。
組合員資格は喪失しないものとして取り扱うため退職後の手続きをしないでください。
- (2) 正規職員（一般組合員）が退職し、臨時的任用職員や、会計年度任用職員（短期組合員）に任用される時
退職日から数日あけて再度任用され「空白期間」が生じても、事実上継続していると任命権者が認めたとき、組合員資格は喪失しないものとして取り扱う。
※ 一般組合員から短期組合員に種別変更になるため、新たな所属所から手続きしてください。（資格確認書等交付されている方は返納）
- (3) 臨時的任用職員が期間満了後、再度、臨時的任用職員に任用される時（短期組合員）
任用満了の日までに次の任用予定が明らかであるとき、任用が数日の間をあけて再度任用され「空白期間」が生じても、事実上継続していると任命権者が認めたとき、短期組合員資格は喪失しないものとして取り扱う。
組合員資格は喪失しないものとして取り扱うため「資格確認書等（交付されている方）」を返納しないでください。

B 再就職する場合

- ・就職先の医療保険制度に加入する
手続等詳細については、就職先にお問い合わせください。

C 再就職しない・再就職先に医療保険制度がない（加入資格がない）場合

- ・公立学校共済組合の任意継続組合員になる
医療費は、本人・被扶養者 7 割給付で在職中と同様です。（詳細は P15 参照）
- ・家族の医療保険制度の被扶養者になる
被扶養者となるために収入額等の要件があり、退職後年金等の収入がある方は、被扶養者になることができないこともあります。
手続等詳細については、加入されている家族の健康保険担当に問い合わせてください。
- ・国民健康保険に加入する
医療費は、本人・被扶養者 7 割給付です。
手続等詳細については、住所地の市区町村国民健康保険担当に問い合わせてください。（「和歌山県内市町村役場連絡先一覧表」を裏表紙に掲載）

資格喪失後、医療機関等で受診する場合は、必ず、健康保険が変わったことを申告し、マイナ保険証又は新しい資格確認書を提示してください。

2 任意継続組合員制度

(1) 制度の概要及び加入資格

退職の日の前日まで引き続き 1 年以上組合員であった方（公務員歴が 1 年と 1 日以上の方）が、退職した日から 20 日以内に申出を行い、かつ掛金を納入することで任意継続組合員の資格を取得することができ、退職後も引き続き（2 年間を限度として）医療費等の短期給付と人間ドック、宿泊施設利用補助等の福祉事業を受けることができます。

(2) 加入手続

任意継続組合員になることを希望される方は、次の【提出書類】を退職時の所属所長の証明を受け、退職日以降、至急、共済組合に提出してください。

共済組合は、加入申出の書類を受理した後に掛金の額を通知（「(3) 任意継続掛金」参照）しますので、必ず期限内に掛金を納入してください。（退職した日から 20 日以内）

ただし、年度末退職者に限り次頁のとおり事前に受付を行います。

- 【提出書類】 ・ 任意継続組合員申出書（所属所長の証明が必要）
・ 預金口座振替依頼書

令和7年度末退職者の受付期間

事前受付期間 令和8年1月15日（木）～令和8年2月16日（月）必着
通常受付期間 令和8年4月1日（水）～令和8年4月10日（金）必着

※受付期間等詳細については、令和7年12月上旬に、所属所長あてに通知します。

注意

- ・ 再就職や家族の被扶養者になることを検討されている方は、再就職先又は家族の勤務先において、「健康保険に加入できない」又は「被扶養者として認定されない」ことが確認できている場合のみ、任意継続組合員に申し出るようにしてください。（健康保険の加入が重複する恐れがあります。）

（3）任意継続掛金

掛金額は、退職時の標準報酬月額（注1）を基礎に算定することになっており、掛金率や平均標準報酬月額（注2）の変更に伴い、毎年変更されます。

なお、納付額は、短期給付（医療費等）分の「任意継続掛金」と介護保険分の「介護掛金」（40歳以上65歳未満の方のみ必要）の合算額となります。

在職中の財源については、事業主（和歌山県、公立大学法人和歌山県立医科大学等）の負担金として2分の1を負担していましたが、任意継続組合員に変わると、全額本人負担となります。

加入申出に基づき、掛金額を「任意継続掛金額等決定通知書」により通知します。

年度末退職者については、「任意継続掛金額等決定通知書」を次のとおり送付します。

- ・ 事前受付の場合・・・3月上旬に所属所
- ・ 通常受付の場合・・・4月随時申出者の自宅

また、2年目の任意継続組合員資格の継続意思確認及び掛金額については、令和8年3月上旬に通知（自宅へ送付）しますので、必要に応じて期限内に手続を行ってください。

ア 掛金額

任意継続掛金（月額）＝《掛金の基礎となる標準報酬月額》×93.20/1000

介護掛金（月額）＝《掛金の基礎となる標準報酬月額》×16.08/1000

（掛金率は毎年変更されます。参考に令和7年度の率を記載しています。）

《掛金の基礎となる標準報酬月額》＝下記①・②いずれか少ない額

- ① 退職時の標準報酬月額（注1）
- ② 380,000円（平均標準報酬月額）（注2）

（注1） 退職時の標準報酬月額… 退職した月の短期給付の掛金の基礎となった標準報酬月額です。（給料支給明細書の下段参照）

（注2） 平均標準報酬月額…………… 公立学校共済組合の全組合員の毎年9月30日の標準報酬月額の平均で、任意継続掛金基礎額の上限となります。

令和8年度の「掛金率」が決定されしだい、「平均標準報酬月額」と共に所属所長あてに通知します。令和7年度 任意継続組合員 掛金一覧表 P16 参照。

イ 掛金の払込方法

掛金の納付は、原則、口座振替とします。共済登録口座（共済組合に届けている紀陽銀行の口座＝加入申出時「預金口座振替依頼書」に記入した口座）から自動的に引き落とす方法です。（期日に振替できなかった場合は、「振込依頼書」により振込んでいただきます）

なお、年度末退職者に係る通常受付及び年度途中退職者に係る申込の場合、初回は「振込依頼書」による振込となります。

また、掛金の納付期日は、資格を継続しようとする月の前月の末日です。

払込方法は、次のいずれかを選択することができます。

- ① 前納（一年一括） } 一年一括納付及び半年一括納付を選択すると、
- ② 前納（半年一括） } 年 4.0%の複利現価法による割引があります。
- ③ 毎月納付

（払込方法及び共済登録口座は、途中で変更できませんのでご注意ください。）

口座振替（引き落とし）日	例月振替日	毎月 22 日
・「事前受付」初回振替	3月 22 日	
・半年一括 後期振替日	9月 22 日	
22 日が土・日曜日、祝日であれば、金融機関の翌営業日となります		

ウ 掛金の還付

再就職等により任意継続組合員の資格がなくなったときは、前納している掛金を還付します。（年度当初等、還付手続に日数を要する場合がありますので、ご了承願います。）ただし、任意継続組合員の資格を取得した日の属する月に、その資格を喪失したときは、その月の任意継続掛金を徴収します。

エ 掛金の申告

任意継続掛金は、確定申告（年末調整）時に「社会保険料」として、申告することができます。

申告する際、納付証明書の添付は必要ありませんので発行しませんが、必要に応じて確認できる書類の提示に備え、次の書類を大切に保管しておいてください。

- （ア）「任意継続掛金等決定通知書」
- （イ）「令和 年 月分 振込金（兼手数料）受取書」（「振込依頼者」により振り込んだ控）
- （ウ） 口座振替を行った通帳印字箇所の写真（口座振替日と金額が確認できる箇所）

参考：主な市の国民健康保険の掛金最高額（介護保険分を含む。） 令和 7 年度

	和歌山市	海南市	紀の川市	田辺市	新宮市
年 間 の 額	1,090,000 円	1,090,000 円	1,090,000 円	1,090,000 円	1,090,000 円
1 か 月 の 額 （ 目 安 ）	90,833 円	90,833 円	90,833 円	90,833 円	90,833 円

算定方法は各市町村により異なります。

詳細については、住所地の市区町村国民健康保険担当課に問い合わせてください。

（「和歌山県内市町村役場連絡先一覧表」は裏表紙に掲載）

(4) 任意継続組合員に係る資格情報のお知らせ・資格確認書の交付

任意継続組合員の加入に必要な書類が提出され、掛金の納付を確認した後任意継続組合員に係る資格情報のお知らせを組合員に交付します。併せて、資格確認書（交付対象者）を交付します。

年度末退職者の交付時期等

- ・ 事前受付…………… 3 月末に退職時の所属所へ送付
- ・ 通常受付…………… 4 月下旬頃自宅に郵送

(5) 被扶養者の認定・取消

退職時に被扶養者として認定されていた方で、退職後も被扶養者としての要件を備える方については、引き続き認定されます。（この場合、継続認定の申出は不要です）

なお、任意継続組合員期間中に、新たに認定を受けようとする方ができたり、認定されている方が就職等によりその資格をなくした場合などは、手続が必要となりますので速やかに共済組合の給付班に問い合わせてください。

事 項	提 出 書 類
被扶養者の認定	・ 被扶養者認定申告書
	・ 認定事由による必要書類
被扶養者の取消	・ 被扶養者取消申告書
	・ 取消事由による必要書類
	・ 任意継続組合員被扶養者証

ア 新たな認定については、その事実が生じた日から 30 日以内に必ず手続をしてください。

30 日を過ぎて申告された場合は、「被扶養者認定申告書」を共済組合が受け付けた日からの認定となります。

イ 被扶養者が、次の項目に該当する場合は、被扶養者としての要件を欠くこととなりますので、至急、被扶養者取消申告を行ってください。

なお、取消の届出が遅れた場合、取消はあくまで要件を欠いた日まで遡るため、多額の医療費の返還にもなりかねないので、特に注意してください。

(ア) 年間 130 万円以上の収入がある（見込まれる）方

ただし、障害年金（障害を事由とする）及び 60 歳以上の公的年金受給者の場合は、180 万円以上

（注）雇用日以降 1 年間の収入が限度額を超えると見込まれる場合は、雇用日から取消しをすることがあります。

(イ) パート、アルバイトにおいて、3 か月連続して 108,334 円以上の収入のある方、雇用保険等の受給者は日額 3,612 円以上の方

(ウ) 夫婦共同扶養者（「子」）を認定している場合において、配偶者の収入が組合員より多い場合（1 割以上）

被扶養者の認定基準額

区 分 項 目	60 歳未満の者	60 歳以上の公的年金 又は障害年金の受給者
年金・事業所得・不動産所得等	年額 130 万円未満	年額 180 万円未満
給料等（地代、家賃、年金等）	月額 108,334 円未満	月額 150,000 円未満
雇用保険 傷病手当金等	日額 3,612 円未満	日額 5,000 円未満

※令和 7 年 10 月 1 日から 19 歳以上 23 歳未満である場合（配偶者を除く）年額 150 万円未満（月額 125,000 円未満）

参考：令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの期間において認定基準額となるのは、平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日までの者です。

※被扶養者の資格確認調査について

1 年に一度、被扶養者の認定要件を満たしているかを確認するために、調査（収入等）を行います。

被扶養者の収入状況等については常に注意してください。遡って取り消された場合には、その間に共済組合が支払った医療費等を返還していただくことになります。

収入（所得）とは

給与（通勤手当等を含む。）、諸手当、事業又は農業等所得、家賃地代、公的年金（遺族給付・障害給付を含む。）[共済年金、厚生年金、国民年金]、個人年金（財形年金、企業年金、農業者年金、民間の保険会社等の年金）、恩給、扶助料、雇用保険等、傷病手当金、配当、利子、株等の譲渡収入、臨時的雇用やパート等の収入、奨学（奨励）金（生活補助的な意味を含むもの）

(6) 任意継続組合員の登録情報変更

→速やかに、共済組合の給付班に連絡し手続きをしてください。

事 項	提 出 書 類
組合員又は被扶養者の氏名の変更	・組合員・被扶養者申告書 ・戸籍抄本（写）等 ・資格確認書（交付されている方のみ）
住所等の変更	・登録情報、組合員・被扶養者申告書 ・住民票（写）等

(7) 医療給付に関する報告

→ただちに、共済組合の給付班に連絡し手続きをしてください。

事 項	提 出 書 類
交通事故等の第三者加害行為により負傷したとき	・ 事故報告書等
住所地の市町村条例に基づく公費負担医療制度（重度心身障害児者医療制度等）に該当したとき、又は該当しなくなったとき	・ 公費負担医療費制度該当・非該当報告書 ・ 該当の医療受給者証の（写） 又は非該当通知の（写）
特定疾病（慢性腎不全による人工透析、血友病）の療養を受けることになったとき	・ 特定疾病療養認定申請書

(8) 高齢受給者に該当した時

70 歳の誕生日の属する月の翌月（月の初日が誕生日の場合は誕生月）から適用となり、共済組合から以下の書類を送付します。

送 付 対 象 者	送 付 書 類
全員	・ 資格情報のお知らせ
資格確認書が交付されている方	・ 新しい資格確認書

(9) 限度額適用認定証の申請・交付等

ア 制度の内容

組合員や被扶養者（70 歳未満の方）が傷病により医療費が高額になる場合、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関の窓口提示すれば、窓口での支払額を自己負担限度額までに抑えることができます。

入院時に、医療機関から限度額適用認定証の提示を求められることがあります。

共済組合の給付班（073 - 499 - 7147）にお電話ください。

「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」用紙を送付します。

イ 申請等の手続

「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」に必要事項を記入押印し、給付班へ提出してください。受理後、「公立学校共済組合限度額適用認定証」を交付（送付）しますので、マイナ保険証又は、資格確認書と一緒に医療機関に提示してください。

なお、「公立学校共済組合限度額適用認定証」には有効期限が表示してありますが、必要がなくなれば速やかに給付班に返納してください。

ウ 限度額適用認定証を提示しなかった場合

原則受診月の 3 か月後に、「高額療養費」として通常の医療給付金と同様に自動給付しますので、最終的な自己負担額は限度額適用認定証の提示の有無に関わらず同額となります。

なお、マイナ保険証の提示により限度額適用認定証と同様の取り扱いとなります。

認定申請は、必ず、入院前に行ってください。

※医療機関において、退院時等に医療費を支払う際に「公立学校共済組合限度額適用認定証」が必要な場合があります。

(10) 資格喪失事由及び資格喪失手続

→速やかに共済組合の給付班に問い合わせてください。

任意継続組合員の資格は、下記事由により喪失します。

資格喪失事由

- ア 2年を経過したとき
- イ 死亡したとき
- ウ 掛金を期日までに払い込まなかったとき
- エ 再就職等により他の医療保険制度に加入したとき
- オ 任意継続組合員となった後、やめることを希望したとき
 - 例1 国民健康保険に加入予定 例2 家族の被扶養者になる予定
- カ 後期高齢者医療の被保険者等になったとき

「資格喪失事由」イ、エ、オ及びカの場合は、次の書類を提出してください。

資格喪失事由		提出書類
イ	死亡したとき	・ 任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 ・ 戸籍謄本等（死亡年月日、還付請求者との続柄がわかるもの）
エ	再就職等により他の医療保険制度に加入したとき	・ 任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 ・ 再就職先の健康保険加入日がわかるもの等の写し
オ	任意継続組合員をやめることを希望したとき ・ 国民健康保険に加入予定 ・ 家族の被扶養者になる予定	・ 任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 任意継続組合員資格喪失申出書を受け付けた月の翌月の1日が資格喪失日となります。 (例) 7月19日申出書受付の時は8月1日が喪失日となり、掛金は7月分まで徴収します。
カ	後期高齢者医療の被保険者等になったとき	・ 任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書

《任意継続組合員に係る資格確認書等の返納について》→資格喪失後2日以内に返納願います。

任意継続組合員に係る資格確認書等とは、資格確認書、特定疾病療養受療証、高齢受給者証、限度額適用認定証の各証のことです。（交付を受けている方のみ）

資格喪失後、医療機関等で受診する場合は、必ず、新しい健康保険に加入したことを申告し、マイナ保険証、又は、資格確認書を提出してください。

注意 任意継続組合員の資格喪失について

- ①一度脱退すると再加入はできません。
- ②学校等に臨時的に任用された場合や再就職等をした場合で、共済組合の資格や健康保険の資格を得た時は、新しい健康保険加入日がわかるもの等の写しを添付して、至急、「任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書」を提出してください。
- ③国民健康保険に加入する場合や家族の被扶養者になる場合は、任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書を共済組合が受理した月の翌月に、それぞれの手続を行うことになります。（申出書を共済組合が受理した月の末日までは、任意継続組合員です。）

よくある質問

Q 任意継続組合員の期間中に臨時的任用職員に任用された場合、どのような手続をしたらいいの？

A 臨時的任用職員に任用された場合は、任用時から共済組合の組合員（現職）資格を取得します。よって任意継続組合員資格を喪失することになります。

✎ 手続は

→①共済組合に連絡してください。

○年○月○日から臨時的任用職員に任用されます。

②共済組合から、喪失手続に必要な書類を送付します。

任意継続組合員証等の返納等

任用 臨時的任用職員		喪失
共済組合員	任意継続組合員	共済組合員
①	②	③

任意継続組合員の
加入資格は1年と
1日以上必要

任意継続組合員

③その後、臨時的任用職員（1年と1日以上）が期間満了になりました。

1年と1日以上の間があれば、任意継続組合員の加入資格があります。

1年以下の場合は、任意継続組合員の加入資格はありません。

お願い

資格喪失後の任意継続組合員に係る資格確認書等の返納について
任意継続組合員期間満了時はご自分で処分してください。

3 加入する医療保険の選択についての具体的な【例】

掛金（保険料）の金額と給付内容を比べて、加入する医療保険を決めると良いと思います。

例1 配偶者が現職組合員（当共済組合員）の場合

組合員：昭和40年10月10日生 60歳 令和7年度末退職
再就職しない、退職後収入なし
令和12年11月（65歳）～
老齢基礎年金と老齢厚生年金と合わせて試算額220万円を受給予定
配偶者：昭和46年12月15日生 54歳 現職教職員

○ 配偶者の被扶養者となる

- ・令和8年4月～ 普通認定申告する（扶養手当が認められる）
- ・令和12年11月～ 年金等が180万円以上となるため、被扶養者取消申告する。
⇒ 国民健康保険に加入する。

もしも、年金等が130万円以上180万円未満の場合は、・・・

- ・令和8年4月～ 普通認定申告する（扶養手当が認められる）
- ・令和12年11月～ 普通認定から特別認定に変更手続^{*}を行う。
※変更手続は、配偶者が行い所属所から共済組合に提出する。

例2 組合員夫婦が同時退職の場合

組合員（夫）：昭和36年10月10日生 64歳 令和7年度末退職（再任用）
再就職しない、退職後収入なし
令和8年11月（65歳）～
老齢基礎年金と老齢厚生年金と合わせて試算額220万円を受給予定
組合員（妻）：昭和40年12月15日生 60歳 当共済組合員 令和7年度末退職
再就職しない、退職後収入なし

○ 組合員（夫）……任意継続組合員（夫）になる

組合員（妻）……任意継続組合員（夫）の被扶養者となる

- ※ 妻が任意継続組合員で夫が被扶養者でも、どちらでも可。
- ・任意継続掛金額の比較をする。
- ・今後の再就職の見通し等も考慮する。



妻が任意継続組合員で夫が被扶養者として認定した場合、夫が令和8年10月に65歳に到達し、老齢基礎年金・老齢厚生年金の請求を行うと、年金等が180万円以上になるので、被扶養者取消申告が発生する。

例3 配偶者が任意継続組合員の場合

組合員：昭和40年10月10日生 60歳 令和7年度末退職
 再就職しない、退職後収入なし
 令和12年11月（65歳）～
 老齢基礎年金と老齢厚生年金と合わせて試算額220万円を受給予定
 配偶者：昭和39年12月15日生 61歳 令和6年度末退職
 現在任意継続組合員（任意継続組合員期間 令和7年4月～令和9年3月）

- 配偶者（任意継続組合員）の被扶養者となる
 - ・ 令和8年4月～ 配偶者（任意継続組合員）の被扶養者特別認定申告をする
 - ・ 令和9年4月～ 配偶者と共に国民健康保険に加入する

例4 配偶者が民間企業の現職社員の場合

組合員：昭和40年10月10日生 60歳 令和7年度末退職
 再就職しない、退職後収入なし
 令和12年11月（65歳）～
 老齢基礎年金と老齢厚生年金と合わせて試算額220万円を受給予定
 配偶者：昭和44年12月15日生 56歳 民間企業に勤務（健康保険）

- 配偶者（健康保険）の被扶養者となる

注意：事前に配偶者（健康保険）の被扶養者としての認定要件を確認してください。
 それぞれの保険者で認定要件（年間収入額の算定方法等）が異なるので、認定されないことがあるため。

年間収入額の算定方法

- ・ 健保組合等（他の保険者）：要件を備えた日の属する年1年
 令和7年度末退職：令和8年1月～12月の1年間
 1月～3月の収入が130万円以上の場合は認定されないことがある。
- ・ 当共済組合：要件を備えた日以降1年間
 令和7年度末退職：令和7年4月～令和8年3月

もしも、配偶者（健康保険）の被扶養者に認定されないときは・・・。

- 任意継続組合員になるか国民健康保険に加入するか選択してください。

例5 配偶者が任意継続組合員 長男が教職員 当組合員の場合

組合員：昭和40年10月10日生 60歳 令和7年度末退職
 再就職しない、個人年金120万円受給
 令和12年11月（65歳）～
 老齢基礎年金と老齢厚生年金と合わせて試算額220万円を受給予定
 配偶者：昭和39年12月15日生 61歳 令和6年度末退職
 現在任意継続組合員（任意継続組合員期間 令和7年4月～令和9年3月）
 無職、個人年金60万円受給
 令和12年1月（65歳）～ 老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給予定
 長男：平成14年4月23日生 令和7年4月1日就職 当共済組合員資格取得

まず、一番の扶養義務者は、配偶者と考えます。

○ 配偶者（任意継続組合員）の被扶養者（例3）

長男の被扶養者になる場合、実態に合った申告を行っていただくことになります。

長男と別居している場合は、次のとおり一定金額の仕送りを受けていることが条件です。

組合員の収入額（年金等組合員自身の収入並びに長男及び長男以外の者の送金等による収入の合計額）に占める長男の送金額の割合が、3分の1以上でなければなりません。

なお、長男が長男以外の者と組合員を扶養する場合は、長男の送金額が長男以外の者の負担額を上回っていなければなりません。

被扶養者の範囲

被扶養者は、①組合員と一定の身分関係にあり、②主として組合員の収入によって生計を維持している者でなければならない。

次の（1）～（3）に該当する場合は、上記②に該当しない。

- （1）その者について、組合員以外の者が扶養手当又はこれに該当する手当を地方公共団体、国その他から受けている場合
- （2）組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合で、社会通念上、その組合員が主たる扶養者とはいえない場合
- （3）年間130万円以上の所得がある者の場合
 （障害を支給事由とする公的年金等の受給者、60歳以上の公的年金等の受給者については、年額180万円以上）

収入（所得）とは

給与（通勤手当等を含む）、諸手当、事業又は農業等所得、家賃地代、公的年金（遺族給付・障害給付）、[共済年金、厚生年金、国民年金]、個人年金（財形年金、企業年金、農業者年金、民間の保険会社等の年金）、恩給、扶助料、雇用保険等、傷病手当金、配当、利子、株等の譲渡収入、臨時雇用やパート等の収入、奨学（奨励）金（生活補助的な意味を含むもの）等です。

4 任意継続組合員の各種給付金

→ 本人請求の事項が生じた際は速やかに
共済組合、給付班に問い合わせてくだ
さい。

	種 目	給 付 内 容	
		(組合員本人)	(被扶養者)
(マイナ保険証等を使用する限りにおいて請求不要) 自動給付	療養の給付 訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	医療費等の7割(注1)	
	高額療養費	医療費の自己負担額が所得区分ごとの高額療養費算定基準額を超えた場合、超過額が高額療養費として給付されます。 ウ 標準報酬月額28万円以上53万円未満…80,100円 + (医療費(※) - 267,000円) × 1% エ 標準報酬月額28万円未満…57,600円	
	入院時食事療養費 同家族療養費	食事療養にかかる費用より標準負担額を控除した額	
	一部負担金払戻金 家族療養費附加金	自己負担額(注2)から25,000円を控除した額(100円未満切り捨て)(公費負担を受けられる場合は除く)	
本人請求	療養費、家族療養費	療養に要した費用、装具装着に要した費用の7割(注1) ・やむをえない事情により組合員証を使用しないで医療機関で受診したとき。 ・医師が治療上必要と認めたもので、コルセットなどの治療用装具、はり、きゅう等	
	移送費、家族移送費	実費相当額 組合員又は被扶養者が、療養を受けるために医療機関に移送された際の実費について、共済組合が必要と認めたとき(要事前承認)	
	出産費、家族出産費	488,000円 妊娠4か月以上で出産(死産を含む)した場合 産科医療補償制度に加入している医療機関において出産し、「産科医療補償制度の掛金」(12,000円)を納めた場合は、12,000円を加算する。	
	出産費附加金 家族出産費附加金	50,000円 上記出産費、家族出産費と同様	
	埋葬料、家族埋葬料	50,000円 組合員又は被扶養者が死亡したとき	
	埋葬料附加金 家族埋葬料附加金	25,000円 上記埋葬料、家族埋葬料と同様	
	弔慰金、家族弔慰金	※標準報酬月額 × 1	※標準報酬月額 × 70/100
		組合員又は被扶養者が非常災害により死亡したとき	
	災害見舞金	※標準報酬月額 × (0.5 ~ 3)	
		組合員及び被扶養者の住居・家財が非常災害により、損害を受けたとき	

※給付金の算定に当たっては、任意継続組合員の「標準報酬月額」(P4)に基づき行います。

(注1) 医療費等の7割(一部年齢により割合が異なります。)

(注2) 自己負担額は概ね3割(一部年齢により割合が異なります。)

5 資格喪失後の各種給付金

◇組合員が退職後、又は、任意継続組合員資格喪失後も次の給付金を請求できる場合があります。

種目	給付事由	給付額
出産費	1年以上組合員であった方が、退職後6か月以内に出産したときは、出産費の給付が受けられます。（注）出産費附加金は給付されません	488,000円 + 12,000円※ ※産科医療補償制度加入機関において妊娠4か月以上で出産（死産を含む）した場合で「産科医療保障制度の掛金」を納めた場合に加算
埋葬料	組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき（資格喪失後、死亡するまでの間に他の共済組合、健康保険組合等の資格を取得したときは、これらの組合等から死亡に係る給付が行われるため、資格喪失後の埋葬料は給付されません。）	50,000円（定額）

◇組合員が退職後、次の給付金を請求できる場合があります。

種目	給付事由	給付額
出産手当金	1年以上組合員であった方が退職した際に出産手当金を受けている場合（出産日又は出産予定日が組合員の資格喪失日に前日から42日以内である場合）には、その方が退職しなかったとしたならば受けることができる期間、継続して給付されます。	標準報酬日額 × 2/3 × 日数 (毎週、土曜日及び日曜日を除く)
傷病手当金	1年以上組合員であった方が、公務によらない病気または負傷により就労能力を失い、引き続き勤務に服することができないまま退職したとき、又は、退職した際に傷病手当金を受けている場合は給付されます。 (注) 傷病手当金附加金は給付されません	{(標準報酬日額 × 2/3) - (年金額※ × 1/264)} × 日数 (毎週、土曜日及び日曜日を除く) ※受給する同一の傷病による障害給付又は老齢給付の年金額の合計金額

他の組合の組合員の資格を取得した場合等には、上記の給付金を受けられないので、公立学校共済組合和歌山支部 給付班（「傷病手当金」は年金担当）まで問い合わせてください。

短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から2年間請求しない場合、時効により消滅します。

令和7年度 任意継続組合員 掛金一覧表

短期掛金率	1000	分の	93.20
※介護掛金率	1000	分の	16.08

※ 介護掛金40歳以上65歳未満

平均 標準報酬	等級	26等級	※掛金の払込方法 原則口座振替、但し通常受付・年度途中は初回振込 1年一括・半年一括・毎月 毎月22日 事前受付初回振替日 3月22日 半年一括後期振替日 9月22日 22日が土・日曜日、祝日であれば、金融機関の翌営業日
	月額	380,000円	
12か月前納の率			11.7485020
11か月前納の率			10.7869636

標準報酬等級表

任意継続掛金算定基準額			
等級 番号	退職時の 標準報酬月額	掛金等級	掛金基礎標準月額
12	150,000	12	150,000
13	160,000	13	160,000
14	170,000	14	170,000
15	180,000	15	180,000
16	190,000	16	190,000
17	200,000	17	200,000
18	220,000	18	220,000
19	240,000	19	240,000
20	260,000	20	260,000
21	280,000	21	280,000
22	300,000	22	300,000
23	320,000	23	320,000
24	340,000	24	340,000
25	360,000	25	360,000
26	380,000	26	380,000
27	410,000	26	380,000
28	440,000	26	380,000
29	470,000	26	380,000
30	500,000	26	380,000

任意継続掛金算定基準額			
短期掛金 (月額)	短期掛金 (年額)	介護掛金 (月額)	介護掛金 (年額)
13,980	167,760	2,412	28,944
14,912	178,944	2,572	30,864
15,844	190,128	2,733	32,796
16,776	201,312	2,894	34,728
17,708	212,496	3,055	36,660
18,640	223,680	3,216	38,592
20,504	246,048	3,537	42,444
22,368	268,416	3,859	46,308
24,232	290,784	4,180	50,160
26,096	313,152	4,502	54,024
27,960	335,520	4,824	57,888
29,824	357,888	5,145	61,740
31,688	380,256	5,467	65,604
33,552	402,624	5,788	69,456
35,416	424,992	6,110	73,320
35,416	424,992	6,110	73,320
35,416	424,992	6,110	73,320
35,416	424,992	6,110	73,320
35,416	424,992	6,110	73,320

毎月納付	事前受付	通常受付
短期・介護計 (年額)	短期・介護計(年額) 12か月前納	短期・介護計(年額) 11か月前納
196,704	192,581	193,212
209,808	205,411	206,083
222,924	218,252	218,967
236,040	231,093	231,849
249,156	243,934	244,733
262,272	256,775	257,616
288,492	282,445	283,370
314,724	308,127	309,137
340,944	333,799	334,892
367,176	359,481	360,658
393,408	385,163	386,424
419,628	410,833	412,178
445,860	436,516	437,944
472,080	462,186	463,699
498,312	487,868	489,465
498,312	487,868	489,465
498,312	487,868	489,465
498,312	487,868	489,465
498,312	487,868	489,465